

身に覚えのない『代引き』の荷物にご用心

『代引き』とは

通信販売などで購入した商品の代金を商品到着と同時に配送業者に支払い商品を受け取る配送サービスです。

注文をしていない、または電話勧誘された時に断ったのにも関わらず一方的に商品を送り付け、金銭を要求する悪質な事業者による『送り付け商法』は以前よりある手口です。

しかし最近、大手通販サイトから発送された荷物が代引きで届き、支払って受け取ったが、中身は全く身に覚えのない商品だったという、通販サイトを悪用した荷物の送り付けに関する相談が多く寄せられています。



大手ネット通販サイトでは、自身が購入した商品を他人の名前、住所宛てに送付することができます。また、荷札の送り主は通販サイトの名前となるので、誰が送ってきたものなのか特定する事は困難です。

トラブル回避のアドバイス

★身に覚えのない商品が届いたら受け取らないようにしましょう

大手の通販サイトからだと安心せずに、特に家族宛ての荷物など受け取るべきか判断できないときは、受け取らずに一旦持ち帰ってもらいましょう。



★代引きで支払った場合は早急に発送元に連絡しましょう

代引きの返金を配送業者に求めることはできません。通販サイトの運営事業者に身に覚えのない商品であることを伝え、返品や返金の依頼をしましょう。



★家族でルールを決めておきましょう

普段からの備えとして、通販を利用した場合は、代引きなどの支払い方法を含め、必ず家族へ伝えておくなど、家族間でルールを決めておきましょう。



太宰府市消費生活センター

☎092-921-2121 (内線 348)

【相談日】毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

【時間】9:30～12:00/13:00～16:00

【相談方法】電話(面談相談も可)※予約不要

【場所】市役所2階 消費生活相談室